

栄養成分表示について

令和2年4月1日以降に製造（又は加工・輸入）し消費者に販売する【加工食品・添加物】には

栄養成分表示の表示義務^{※1}があります！

平成27年4月にスタートした食品表示法により、消費者向けの一般用加工食品及び一般用添加物には、栄養成分表示が義務付けられました。

◆ 栄養成分表示の義務または任意となる食品区分

	加工食品		生鮮食品		添加物	
	一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
基本の栄養成分（5項目） 【熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量で表示）】	義務 ^{※1}	任意	任意	任意	義務 ^{※1}	任意
その他の定められた栄養成分	任意	任意	任意	任意	任意	任意

※1 一部、栄養表示を省略できる（または要しない）場合があります。

◆ 栄養成分表示を省略できる食品

（ア）～（オ）のいずれかに該当する食品は、栄養成分表示を省略することができます。

（ア）容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの

（イ）酒類

（ウ）栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの

*次のa、bのいずれかの要件を満たすもの

a 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの全てについて、0と表示することができる基準を満たしている場合。

b 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量が、社会通念上微量である場合。

(エ) 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの

※ 次の a、b のいずれかの要件を満たすもの

- a 日替わり弁当等、レシピが3日以内に変更される場合（サイクルメニューを除く。）
- b 複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの（例：合挽肉、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合しているため都度原材料が変わるもの）

(オ) 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者^{※2}が販売するもの。ただし、当分の間、「中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者^{※3}が販売するもの」も省略できる。

※2 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者：
事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者。

※3 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者：
おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者。

注意 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等の販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示が必要です。

◆ 栄養成分表示を要しない食品

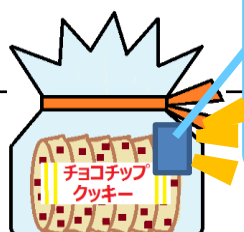
以下の（ア）、（イ）のいずれかに該当する食品は、栄養成分表示を要しません。

- （ア）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- （イ）不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

* 栄養表示について知りたいときは・・・ *

具体的な栄養成分表示の方法等については、東京都保健医療局のホームページにある資料をご確認ください。また、消費者庁のホームページに掲載されている関係通知もご覧ください。

- 「栄養成分表示ハンドブック～食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等」
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/kyouzai/files/eiyouseibun_handbook.pdf
- 「大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編」
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/kyouzai/files/tebiki_tougouban.pdf



栄養成分表示 1袋（6枚）当たり	
エネルギー	242kcal
たんぱく質	3.0g
脂質	12.4g
炭水化物	29.6g
食塩相当量	0.6g